

うきは市脱炭素先行地域づくり事業費補助金

申請の手引き 【既存住宅断熱改修】



令和8年5月1日版

【問合せ・申請書等提出先】

(事務局)

うきは市役所 3階 財政課カーボンニュートラル推進係

住所:うきは市吉井町新治316番地

Mail: cn@city.ukiha.lg.jp

TEL: 0943-73-7667

1. 補助額

既存住宅断熱改修の補助金額は、下記の通りです。

補助対象設備	補助率	補助限度額
(7) 既存住宅断熱改修	補助対象経費の <u>2/3以内</u>	【戸建住宅の場合】 上限 120 万円/戸 (このうち、玄関ドアは上限 5 万円/戸) 【集合住宅の場合】 上限 15 万円/戸 (玄関ドアを改修する場合は上限20万円/戸)

※複数台導入する場合も、設備ごとに上記の金額が補助金額の上限となります。

※複数の設備を組み合わせて申請することも可能です。

2. 補助対象設備の要件

主な交付要件は下記の通りとなります。詳しくは、国実施要領(別紙1)をご確認ください。

補助対象設備	交付要件
(7) 既存住宅断熱改修	<p>①併用住宅の場合、店舗・事務所等部分は対象としない。</p> <p>②事業実施主体自身が常時居住する住宅であること(住民票の写しに示す人物と同一であること)。ただし、改修後に居住予定の場合は、改修後に当該住宅に居住し、住民票の写しの提出により同一人物であることを確認すること。</p> <p>③事業実施主体自身が所有している住宅であること。ただし、今後に所有予定の場合は、当該住宅を所有後、登記事項証明書の写しを確認すること。</p> <p>④導入する製品は、環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(既存住宅における断熱リフォーム支援事業)」において補助対象となる製品であること(P.3 参照)。</p> <p>⑤改修する居室等と部位については、原則同事業のエネルギー計算結果早見表を使用すること(P.4 参照)。</p> <p>⑥居間又は主たる居室(就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等)を中心に改修すること(居間又は主たる居室を含まない改修を行う場合は、改修率要件を満たしていても交付対象としない)。</p> <p>⑦導入する断熱材及び窓・ガラスは、原則、改修する居室等の外皮部分(外気に接する部分)全てに設置・施工すること。</p> <p>⑧玄関外皮が改修対象となる事業においては、玄関ドアと一体でない窓・ガラスは改修すること。ただし、玄関ドアと一体不可分な開口部(袖ガラス・欄間ガラス等)は改修の対象外としてもよい。</p> <p>⑨断熱材及び窓・ガラスを改修する場合は、原則、外皮部分(外気に接する部分)のみ交付対象とする。</p> <p>⑩集合住宅(個別)において、区分所有法で共用部とみなされている窓等を改修する場合は、当該集合住宅の管理規約等で、補助対象者が共用部の改修を行うことを認められていることを確認すること。</p> <p style="text-align: right;">➡集合住宅全体に係る改修を行う場合は、次頁に記載する。</p>

補助対象設備	交付要件
(7) 既存住宅断熱改修	<p>【以下、集合住宅(全体)の場合】</p> <p>⑨原則、当該集合住宅の全ての対象住戸を改修すること。ただし、管理組合総会等の決議がある場合、全戸改修でなくとも可とする。</p> <p>⑩対象となる改修について、当該集合住宅の管理組合総会等での承認決議を得ること。</p> <p>⑪区分所有法で共用部とみなされている窓等を改修する場合は、管理規約等で共用部であることが確認できること。内窓・断熱材を用いて改修する場合は特に注意すること。</p> <p>⑫本交付の活用を前提とする改修の意思決定が議事録等で確認できること。</p>

法定耐用年数について

減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)によります。詳細は、国税庁 HP 等をご参照ください。詳細は、国税庁 HP などをご参照ください。

(参考)

国税庁 HP: <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2100.htm>



既存住宅断熱改修の補助対象製品について

既存住宅断熱改修の補助対象製品は、環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(既存住宅における断熱リフォーム支援事業)」で補助対象となる製品となります。

詳細は、環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(既存住宅における断熱リフォーム支援事業)」の対象製品一覧(下記 URL)をご確認ください。

○既存住宅断熱改修対象製品一覧

「既存住宅における断熱リフォーム支援事業 補助対象製品一覧(令和8年)」

URL: <https://ekes.jp/>



【補助対象製品一覧】

本補助金で対象となる製品は、左記の HP に記載の製品となります。

改修して設置する断熱材や窓・ガラスが補助対象製品であるかを、申請前に必ずご確認ください。

既存住宅断熱改修の方法などについて

○改修する部位・改修率について

下記の表を参考にご確認ください。詳細は、環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅における断熱リフォーム支援事業）」のエネルギー計算結果早見表をご確認ください。

URL:https://www.heco-hojo.jp/danref/doc/danref_kohbo_R6_09.pdf

断熱 部位数	断熱改修の部位				最低改修率※ 「地域区分 6」
	天井	外壁	床	窓・ガラス	
4 部位	天井	外壁	床	窓の改修または、ガラスの改修	25%
3 部位	天井	外壁		窓の改修または、ガラスの改修	25%
	天井	外壁	床		25%
		外壁	床	窓の改修または、ガラスの改修	25%
2 部位	天井		床		25%
	天井			窓の改修または、ガラスの改修	25%
		外壁		窓の改修または、ガラスの改修	40%
		外壁	床		40%
			床	窓の改修または、ガラスの改修	40%
				窓の改修	100%

※最低改修率について

以下の計算方法で計算した改修率が、最低改修率以上であることが交付の要件となります。

改修率 (%)	=	$\frac{\text{補助対象となる部屋の床面積の合計 (m}^2\text{)}}{\text{住宅の延べ床面積 (m}^2\text{)}} \times 100$
---------	---	--

○窓・ガラスの工法及び施工について

- 1) 窓の改修工法は、カバー工法窓取付・外窓交換・内窓取付、ガラスの改修工法は、ガラス交換とします。
- 2) 以下の窓は改修を要件としません。
 - A) 換気小窓
 - B) 300mm×200mm 以下のガラスを用いた窓
 - C) 換気を目的としたジャロジー窓
 - D) ガラスブロック
- 3) 窓及びガラスを改修対象部位とした場合、テラスドア、勝手ロドアは改修を要件としません。
- 4) 天窓は改修を要件としません。

○断熱材の施工について

- 1) 天井改修においては、改修する居室等にかかわらず、屋根の直下の天井及び外気に接する天井の全てを改修することが必要です。ただし、バルコニー等で改修が困難な部分は改修を要件としません（天井全体面積の15%まで）。
- 2) 床改修において、浴室の床及び玄関等の土間床は、断熱改修が困難な場合は改修を要件としません。

○既に改修を行っている窓等について

申請する既存住宅に、交付申請時に既に一部取り付けてある窓が、補助対象製品一覧に掲載されている製品である場合、その部分の改修は要件としません。ただし、既に取り付けてある窓に係る経費は補助対象外です。

3. 交付申請

(1) 受付・申請期間

令和8年5月1日から令和8年11月30日まで

(2) 交付申請時の提出書類チェックリスト

交付申請時には、以下の書類の提出をお願いいたします。

提出書類	提出時の確認事項	✓
様式第1号(交付申請書)	・該当箇所の項目に記載もれがないか	
見積書(明細を含む)の写し	・見積の明細が記載されているか ・氏名と設置所在地が記載されているか ・ <u>見積もりが2者分提出</u> されているか	
別紙1(誓約書)	・すべての事項を確認し、誓約書に署名したか	
建物の設計図面 Ex. 平面図、断面図、立面図など	・改修箇所が分かるか ・補助対象となる部屋の床面積や住宅の延べ床面積が分かるものであるか	
導入する製品の仕様書 Ex. カタログなど	・改修に用いる断熱材・建材等の製品のメーカー及び型式、性能を確認できるか	
既存住宅における断熱リフォーム支援事業において補助対象となる製品であることが分かる書類 Ex. 登録製品検索画面のコピーなど	・導入する製品が、登録製品であることが読み取れるか ※P.3の二次元コードを参照	
改修前の写真	・現況写真を、改修箇所ごとに1枚以上添付しているか ・図面と対応した番号を振るなどして、どの場所の写真かが読み取れる状態となっているか ※なお、参考様式の写真台帳を使用するか、それに準ずる様式で作成すること。	
※以下、該当する場合に提出が必要となる書類		
改修を要件としない箇所であることが分かる書類等 Ex. 現況写真、仕様書など	※改修を要件としない窓などがある場合のみ提出 ・写真や、仕様書などにより、該当箇所の現状(種別・サイズ等)が分かるか	
様式第11号(代理受領事前届出書)	※代理受領制度を利用する場合のみ提出	
申請者の現在事項又は履歴事項証明書の写し または、これに代わるもの	※申請者が民間事業者の場合のみ提出 ・発行日より3か月以内のものであるか	
現住所地の納税証明書	※現住所地がうきは市ではない場合のみ提出 ・発行日より3か月以内のものであるか	
その他市長が必要と認める書類	※市が提出を求めた場合のみ提出	

————— 建物の平面図について —————

お住まいの住宅の平面図等が手元にない場合、固定資産家屋評価がされている物件は、うきは市 税務課 資産税係の窓口にて、「家屋平面図」を取得できる可能性があります(取得には手数料がかかります)。詳細は、下記問合せ窓口までご相談ください。※本人以外で、異なる世帯の方が申請するときは、委任状が必要です。

【家屋平面図に関する問合せ窓口】

うきは市役所 1階 税務課資産税係

住所:うきは市吉井町新治316番地 TEL: 0943-75-4977(直通)

4. 実績報告

(1) 実績報告の時期

工事完了後30日以内又は令和9年1月29日のいずれか早い日

(2) 実績報告時の提出書類チェックリスト

実績報告時には、以下の書類の提出をお願いいたします。

提出書類	提出時の確認事項	✓
様式第8号(実績報告書)	・該当箇所の項目に記載もれがないか	
請求書(明細を含む)	・請求金額の明細が確認できるか	
支払いを証明できる書類の写し Ex.振込証明書、領収書	・請求書の金額を支払ったことが分かるか	
再エネ電力へ切り替えたことが証明できる書類 Ex.契約内容が分かる書類	・契約者名、契約日、電力の使用場所、プラン内容などが明記されているか	
改修前、施工中、改修後の写真	・改修前、施工中、改修後の改修箇所を同じ場所からそれぞれ撮影し添付しているか ・図面と対応した番号を振るなどして、どの場所の写真かが読み取れる状態となっているか ※なお、参考様式の写真台帳を使用するか、それに準ずる様式で作成すること。	
※以下、該当する場合に提出が必要となる書類		
契約書等の写し	※契約をした場合のみ提出 ・契約日は、交付決定より後の日付であるか (交付決定前の契約は、交付対象外となります。)	
住民票の写し	※申請時に市外居住だった場合のみ提出	
様式第13号(代理受領委任状)	※代理受領制度を利用する場合のみ提出	
実際の改修箇所が分かる図面等 Ex.平面図、設計図など	※交付申請時から変更がある場合のみ提出 ・改修箇所が分かるか	
その他市長が必要と認める書類	※市が提出を求めた場合のみ提出	

5. 各種書類の提出先

(事務局)

うきは市役所 3階 財政課カーボンニュートラル推進係

住所:うきは市吉井町新治316番地

Mail: cn@city.ukiha.lg.jp

TEL: 0943-73-7667

※メールでの申請の場合、件名に「うきは市脱炭素先行地域づくり事業費補助金」と記載してください。

なお、書類を提出する際は添付漏れ等がないよう上記の提出書類チェックリストを今一度ご確認ください。

6.【参考】写真の提出方法について

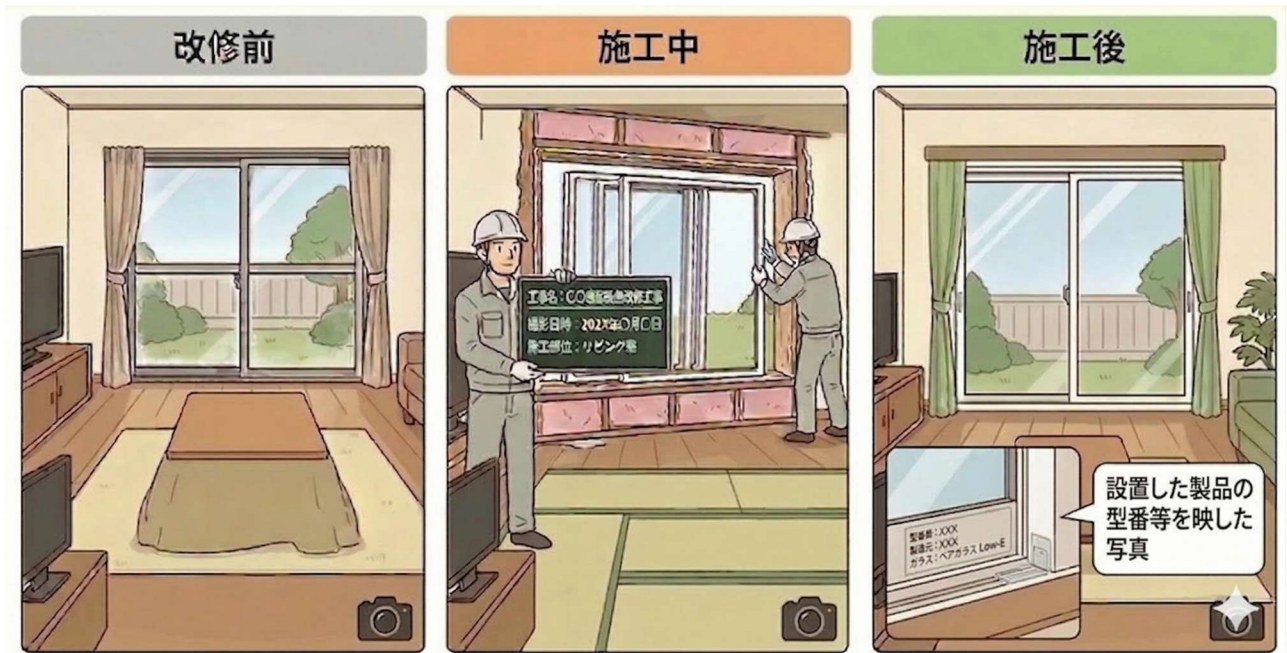
本補助金の活用にあたり、交付申請時に「改修前の写真」、実績報告時に「改修前・施工中・施工後の写真」をご提出いただく必要があります。写真の撮影方法・提出方法については、下記を参考に作成ください。

(1) 写真の撮影方法

写真は下記に注意して撮影ください。

- ✓ 改修前・施工中・施工後の写真は、改修箇所ごとに同じ画角で撮影いただく必要があります。
- ✓ 施工中の写真は、工事名・工事日・場所が分かるものと一緒に撮影ください。
- ✓ 設置した製品（窓サッシ・ガラス・断熱材）の型番等が読み取れるものを一緒に撮影してください。

■窓サッシの改修工事の写真撮影イメージ



(2) 写真のご提出方法(例)

下記を参考に、図面上に記載した番号と対応するように整理した上で、写真をご提出ください。

写真【窓】	
	窓① 改修前
	窓① 施工中
	窓① 施工後
	窓② 改修前 ※改修不要 窓の大きさ 200mm×150mm

窓② 改修前 ※改修不要
窓の大きさ
200mm×150mm

写真に図面と対応する番号と「改修前」「施工中」「施工後」などの撮影時を記載ください

改修不要の窓(P.4 参照)がある場合は、改修不要であることを明記したうえで、詳細を記載ください。